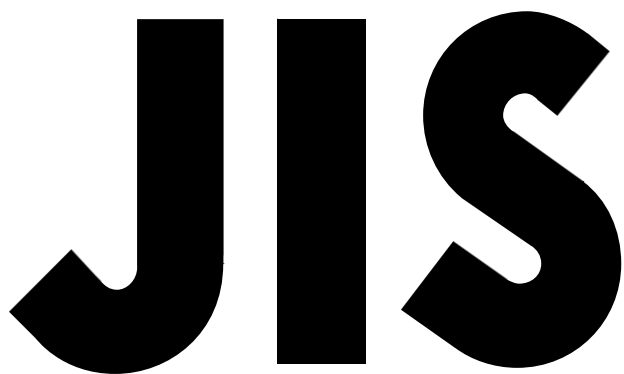




診断用 X 線管装置の負荷特性

JIS T 60613 : 2013

(IEC 60613 : 2010)

(JIRA/JSA)

平成 25 年 3 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	甲 田 英 一	東邦大学医療センター
(委員)	青 木 春 美	日本歯科大学
	市 川 義 人	一般社団法人電子情報技術産業協会
	岡 田 浩 一	日本歯科材料工業協同組合
	奥 野 欣 伸	日本医療器材工業会
	佐久間 一 郎	東京大学
	瀬 戸 則 夫	日本歯科器械工業協同組合
	棚 橋 節 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	辻 久 男	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	内 藤 正 章	日本医療機器産業連合会
	西 田 勝	一般社団法人日本ファインセラミックス協会
	本 間 一 弘	独立行政法人産業技術総合研究所
	松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所
	松 谷 剛 志	財団法人医療機器センター

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 25.3.1

官 報 公 示：平成 25.3.1

原 案 作 成 者：一般社団法人日本画像医療システム工業会

(〒112-0004 東京都文京区後楽 2-2-23 住友不動産飯田橋ビル 2 号館 TEL 03-3816-3450)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会 (委員長 甲田 英一)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省医薬食品局 審査管理課医療機器審査管理室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット 環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 電気特性の表示	5
4.1 管電圧	5
4.2 公称最高管電圧	5
4.3 管電流	5
4.4 陰極エミッション特性	5
4.5 外囲器特性	5
5 X 線管負荷	5
5.1 照射時間	5
5.2 負荷繰返し時間	6
6 入力	6
6.1 陽極入力	6
6.2 公称陽極入力	6
6.3 公称撮影陽極入力	6
6.4 公称 CT 陽極入力	6
6.5 [X 線] 管装置入力	6
6.6 公称連続入力	6
6.7 連続陽極入力	6
6.8 CT スキャン入力 (CTSPI)	6
6.9 公称 CT スキャン入力 (公称 CTSPI)	6
7 撮影定格	6
7.1 一般	6
7.2 単発負荷定格	6
7.3 連続負荷定格	6
8 データの表示	6
附属書 A (参考) 規格の根拠及び歴史的背景	8
附属書 B (参考) 管電流の測定	12
附属書 JA (参考) 負荷入力例	13
附属書 JB (参考) 照射時間の定義	14
附属書 JC (参考) 陰極エミッション特性例	15
参考文献	16
定義された用語の索引	17

	ページ
解 説.....	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

診断用 X 線管装置の負荷特性

Electrical and loading characteristics of X-ray tube assemblies
for medical diagnosis

序文

この規格は、2010 年に第 3 版として発行された IEC 60613 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所並びに附属書 JA、附属書 JB 及び附属書 JC の参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の本文中の太字は、JIS Z 4005、JIS T 0601-1、JIS T 0601-1-3 及びこの規格の箇条 3 で定義した用語である。この規格で定義した用語を、太文字で表記していない場合、定義は適用せず、意味は文脈に沿って解釈する。

1 適用範囲

この規格は、診断用回転陽極又は固定陽極 X 線管に適用する。

一体形 X 線発生装置については、その X 線管装置に関連する部分にも適用する。

この規格は、動作中及び動作後における X 線管装置の電気特性及び負荷特性の性能に関連する定義、条件及びこれらの特性の適切な測定方法に適用する。よって、この規格は、製造業者及び責任部門に関わるものである。

注記 1 この規格での“測定”は、実使用と関係している。この“測定”によって X 線管装置の寿命には影響しない。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60613:2010, Electrical and loading characteristics of X-ray tube assemblies for medical diagnosis (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS T 0601-1:2012 医用電気機器—第 1 部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項

注記 対応国際規格：IEC 60601-1:2005, Medical electrical equipment—Part 1: General requirements for basic safety and essential performance (IDT)

JIS T 0601-1-3:2012 医用電気機器—第 1-3 部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項—副通則